

令和6年度

八代市立東陽小学校 いじめ防止基本方針

【 目 次 】

1 本校の「いじめ防止基本方針」について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) いじめ防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
4 いじめの防止等のための具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) いじめ防止等のための組織	
(2) いじめ防止の取組	
(3) いじめに対する措置	
(4) 指導体制・方針等の決定	
(5) いじめの解消	
5 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1) 調査	
(2) 調査結果の提供及び報告	
6 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト・・・・・・・・	10

1 本校の「いじめ防止基本方針」について

本校の学校教育目標は、「ふるさと東陽を愛し、自ら学び、心豊かにたくましく生き、夢実現に向け未来を切り拓く東陽っ子の育成」です。

また、「学校教育は人によって行われる。子供達の今、そして将来を豊かにするのは人であり、人的環境が最も大切となる」こととして、「教育は人なり」を経営信念とし、学校経営の基本方針として以下の事項を挙げています。

○「やろう」と決めたことは必ず全員で。全員で取り組むことにより最大の成果が上がる

○「学校全部が一つの集合体」と考え、すべての教師がすべての子供を見守り、指導・支援していく

○学校スローガン「LOVE☆LOVE☆LOVE」を意識した学校づくり

(自分LOVE、友達LOVE、東陽LOVE)

本校では、「いじめは、完全な人権侵害である。どの児童にも突然起こり得るものであり、その未然防止に全力を注ぐ必要から、いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないという意識のもと早期発見・早期対応を行い、児童を守り抜く」ことを基本的な考えとしています。そのために教職員組織は何をすべきなのか、また、保護者・地域の方々は、学校に対してどのような協力ができるのか検討していきながらこれらの取組を着実に実践していきます。

本方針の取組については、保護者・地域への周知（発信）、本校での着実な実践とその評価、保護者及び地域の方々からの情報（意見集約）、その後の本計画の見直しといった一連の流れのもとに計画的に実践し、本方針をより充実したものにしていきます。

2 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 〔いじめ防止対策推進法 第2条より〕

なお、起こった場所は学校の内外を問いません。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。教育・福祉・警察等連携による加害児童への対応の強化を図ります。

- （１） 個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、行為の対象となった者の立場に立って行うものとします。
- （２） 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童が有する何らかの人的関係を指します。
- （３） 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれます。
- （４） 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で、相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- （５） けんかやふざけ合い、暴力行為等についても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- （６） インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行います。

(7) 具体的ないじめの様態は、以下のようなものが想定されます。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめにまけない」集団作りを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要です。なお、ここでいう「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことです。

(1) いじめ防止

いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要です。教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめにまけない」集団づくりを進めることが必要です。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、生徒が自己有用感や充実感を感じられる学校生活をつくりあげることも重要です。

(2) いじめの早期発見

すべての大人が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが必要です。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子どもたちがいじめを隠したり軽視したりすることがないよう積極的に対応することが必要です。また、いじめの早期発見のため、一人一台端末等を利用したアンケート調査、教育相談の実施、家庭・地域と連携して児童を見守ることが重要です。こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進します。

(3) いじめへの対処

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事実を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要です。そのためには、教職員が日頃からいじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておく必要があります。なお、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していかなければなりません。

4 いじめの防止等のための具体的な取組

(1) いじめ防止等のための組織

- ① 名称「いじめ・不登校対策委員会」

- ② 構成員「校長、教頭、情報集約担当、いじめ・不登校対策担当、担任、養護教諭、関係機関担当者（SC・SSW等）」
- ③ 情報の窓口を情報集約担当者で一元化し、情報の集約等に係る業務を担う。
- ④ 役割

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの相談及び通報の窓口となる役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を図る役割
- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

（２） いじめ防止の取組

- ① いじめの未然防止、早期発見及び早期対応のための教職員組織

【いじめが起きない学校・学級づくり】

全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめにまけない」集団づくりを進めます。また、自他の意見に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。

小中一貫・連携教育を積極的に推進します。就学前から小学校及び中学校が連携を深め、教育活動を工夫し、保育園年長から小学校１年へ、小学校６年から中学校１年へのなめらかな接続を行います。

「保から小へのつなぎ」と「小から中へのつなぎ」における小学校段階では低学年・中学年・高学年の各学年では、次のことに重点をおいて支援していきます。

- ・いじめに向かわない態度・能力を育む

教育活動全体及び日常生活を通して、道徳教育や人権教育を通して体験活動や読書活動等を積極的に推進し、他人の気持ちを共感できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を育てていきます。

- ・自己有用（肯定）感を育む

一人ひとりの児童自身の活動（活躍）の場面が保障され、他人の役に立っていると感じ取ることができる機会を可能な限り設け、自己有用（肯定）感を高めていきます。

- ・児童自らがいじめについて学ぶ機会を設ける

一人ひとりの児童が、いじめ問題について学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組ができるよう、児童会を育てていきます。

【ストレス対処教育】

いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努めます。

【わかる授業の展開】

「授業がわかる」と全児童が言えるよう、日々の授業を充実させていきます。各学年では、次のことに留意して日々の授業を展開させ、支持的風土のある授業づくりを目指します。

- ・学習リーダーの育成を図る

- ・定着確認の時間を設ける
- ・学習時間の取り決め（学習時間のルール）を習慣づける
- ・本時の学習内容の流れを示し、活動内容の見通しを持たせる
- ・本時の学習のめあてをはっきり示す
- ・自ら考え、活動する時間を十分に確保する
- ・話し合う活動を取り入れ、様々な考えを知る時間を確保する
- ・自分やグループの考えをまとめて発表する時間を確保する
- ・本時の学習をまとめる
- ・児童の反応を確認しながら共感的な見方をして、児童の顔をしっかりと見て話す
- ・十分に理解できていない場合は、再度説明し、小さな成功体験を積み重ねる
- ・絵やカード、電子黒板等を活用しながら、わかりやすい発問や指示を行う

【道徳教育・人権教育の充実】

すべての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育を充実させるとともに、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む体験活動等の取組の充実を図るなど、いじめの未然防止に重点を置いた総合的な対策を継続して推進します。

「『命を大切に作る心』を育む指導計画」を中心に、命を大切に作る心を育てていきます。道徳科の授業については、次のような授業を展開するようにします。

- ・導入：主題への興味関心を高め、価値の自覚へ向けての問題意識を持つ時間を設定する
- ・展開（前段）：本時で使用する資料等をもとに、発問を工夫し、道徳的価値を把握させる
常に児童の意見に対し、傾聴し、共感的な態度で意見を練り上げる
- ・展開（後段）：自分自身へ目を向け、多様な価値観に触れながら物の見方や考え方を深めさせる
- ・終末：道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を高めていくようにする

【児童会の取組：日常的な取組と人権を考える月間等での全校集会】

本校では、年間を通して各種の取組、全校集会を行っていきますが、特に各学期に予定している人権を考える集会等では、児童会が中心となって主体的な集会にし、自分たちの問題として解決していこうとする態度を育てていきます。

「自分の気持ちを言葉で伝える経験の乏しさ」と「他者から認められていないと感じている児童が本校には見受けられます。友人の良いところを見つけ、言葉で伝える力を伸ばすことを目的とし、小中学校の全学年を対象にした「きらきらの木」の取組を行います。

【定期的なアンケートの実施（児童・保護者）と相談体制づくり】

いじめは周囲が気づきにくいかたちで行われることがあるため、その発見の一手段として、i-check（児童対象）やアンケート調査（児童・保護者対象）を実施していきます。

また、内容をもとに関係者からの相談体制を整えます。内容によっては、関係機関（八代教育事務所・八代市教育委員会）にも相談するようにしています。

【低学年からの情報教育】

児童の携帯電話等情報通信機器（スマホ等）の使用方法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図る。情報通信機器の使用が低年齢化していることから、低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等を行う。保護者への啓発は毎月のメディア・コントロールデーを通じて定期的に行うが、長期休業日の前には特に重点的に行う。

【教職員の研修】

児童に指導をするためには、教職員自身の指導力を向上させる必要があります。本校では、教職員の資質を高めるため、事例研究や参加型研修等を取り入れて、教職員の人権感覚を磨く研修を行います。

いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上のために、校内研修の中に、「生徒指導リーフ」等を活用した研修を位置付け、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図ります。

体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、児童を傷つけ、又は、他の児童によるいじめを助長することもあることから、校内研修（不祥事防止委員会等）により体罰禁止の徹底を図ります。

【学校評価と自己評価】

・学校評価

本評価は、年間に2回程度、学校関係者（保護者・評議員）に教育活動全般について評価していただきます。

評価項目については、評価者が率直に意見等を書けるよう工夫し、改善点があれば、すぐに対応していきます。

・自己評価

本評価は、本校が教職員向けに作成した自己評価のことを言います。重点目標を設定し、項目毎に自己評価を行っていきます。

【校務の効率化】

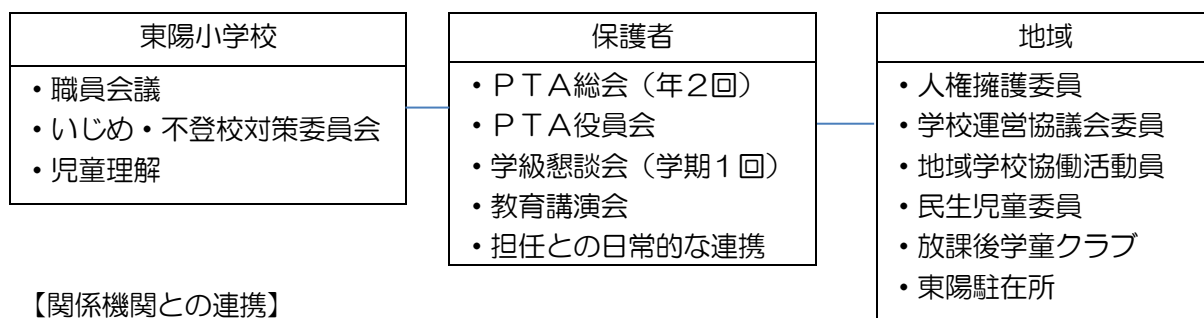
担任が児童と向き合う時間を確保するために、電子掲示板の活用による連絡や日課の工夫等を行います。教職員の負担感軽減策により校務の効率化を図ります。

【保護者や地域との連携】

地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためにPTA役員や学校運営協議会等がいじめ等の問題について協議する機会を設け、いじめを許さない地域風土づくりを行います。

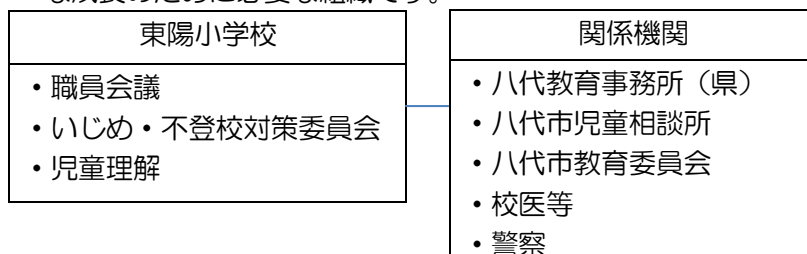
本校と保護者及び地域の組織を活用し、日常的に連携し、あらゆる角度から情報を収集できるようにします。

本校と保護者・地域の組織を活用したいじめ防止等の対策は、次のようにします。子どもたちの健全な成長のために必要な組織です。



【関係機関との連携】

本校と関係機関を活用したいじめ防止等の対策は、次のようにします。子どもたちの健全な成長のために必要な組織です。



（３）いじめに対する措置

発見されたいじめ事案への対応は「いじめ対応マニュアル」にそって、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

（４）指導体制・方針等の決定

- ① いじめについては、関係者及び周囲への聞き取りや調査等を通じて事実の確実な把握を行うとともに、その児童と保護者に寄り添いながら支援します。
- ② いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導を行います。また、ケースによっては別室指導や出席停止等の措置を講じます。
- ③ 指導の方針を明確にして教職員全体の共通理解を図り、該当の保護者に説明をします。必要な場合は保護者会を開催し、それまでの経緯と今後の方向性について説明します。
- ④ 指導体制を組織的に整え、対応する教職員の役割分担をします。
- ⑤ 市教育委員会や関係諸機関との連絡調整を行い、共通理解・共同歩調をとります。

（５）いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。
 - ・いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間があると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ・不登校対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

５ 重大事態への対処

（１）調査

① 重大事態事態の意味について

いじめ防止対策推進法第２８条第１号の「生命・心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受けた児童の状況に着目して判断します。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

いじめ防止対策推進法第２８条第２号（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手します。

② 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合、八代市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告す

るとともに、調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講じます。

③ 調査を行うための組織について

調査組織は、「いじめ・不登校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとします。教育委員会の助言を仰ぐとともに、いじめ調査アドバイザーを積極的に活用し、重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保を行います。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明します。これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して、適切に提供します。

② 調査結果の報告

調査結果については、八代市教育委員会を通じて市長に報告します。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	はい/いいえ
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

